

矢巾町指定ごみ袋の 臨時措置について

中東情勢の影響で、製造業者で通常どおり製造されているものの、店頭での「指定ごみ袋」が品薄となっているため

期間
延長

令和8年6月1日(月)から

11月30日(月)まで

※変更前：6月1日～8月31日

「指定ごみ袋」以外でも出すことができます

①臨時措置を再延長する場合は、HP、SNS等でお知らせします。

✓ 使用できるごみ袋

15リットルから45リットルまでの
透明または半透明の袋

⚠ 袋にはマジック等でごみの種別を
大きく記載してください

燃やせるごみ

✗ 使用できないごみ袋

中身が見えない袋
(黒色の袋など)



他自治体の
指定ごみ袋



段ボール、紙製、布製の袋



✓ 指定ごみ袋を使用する場合は通常どおりの出し方をお願いします。

※資源ごみの袋に燃やせるごみ・不燃ごみを入れることは不可

✓ ごみの収集場所・日時も変更はありません。

町民の皆さまにはご不便をおかけしますが、ご理解・ご協力をお願いします。

お問合せ先・詳細



矢巾町 町民環境課 環境係
019-611-2506

詳しくは矢巾町HPまで→

